

●香川県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年11月12日から同年12月3日まで一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 先林姫浜線（244号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地863番1地先から 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地863番4地先まで	7.6~15.8	28	平成15年香川県 告示第417号で
観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地870番3地先から 観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地872番2地先まで	7.8~15.2	34	変更した区域の 一部

- 4 供用開始の期日 平成22年11月12日